平成24年１月31日

各　位

上場会社名　株式会社明豊エンタープライズ
代表者名　代表取締役社長　梅木篤郎
（ＪＡＳＤＡＱ コード ８９２７）
問合わせ先　取締役執行役員管理部長　安田俊治
（電話番号 03－5768－6573）

事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月７日付で公表いたしました「「事業再生計画案」策定に関するお知らせ」（以下「平成 23 年 12 月７日付リリース」といいます。）に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ＡＤＲ手続」といいます。）を進めてまいりましたが、本日、平成 24 年１月 31 日開催の第３回債権者会議において、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ。以下、「ＤＥＳ」といいます。）を含む金融支援を主たる内容とする当社の事業再生計画案について、対象債権者たるお取引先金融機関の皆様から同意が得られており、及びそれを証する内容として同意書の提出をいただき、本日をもちまして事業再生ＡＤＲ手続が無事成立いたしました。

また、事業再生ＡＤＲ手続外において、大口の商取引債権者２社より、対象債権者たるお取引先金融機関と同等の内容の金融支援に関する同意をいただきましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．事業再生ＡＤＲ手続の成立

当社は、平成 23 年 12 月７日付リリースに記載のとおり、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務基盤の抜本的な改善を図るため、事業再生ＡＤＲ手続による事業再生を目指してまいりました。

当社は、事業再生ＡＤＲ手続の中で対象債権者たるお取引先金融機関並びに当社グループのスポンサーである株式会社ハウスセゾン及びフィンテックグローバル証券株式会社（以下、両社を総称して「スポンサー」といいます。）と協議を進めながら、公正中立な立場から事業再生実務家協会（以下、「ＪＡＴＰ」といいます。）より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、平成 24 年１月 10 日開催の第２回債権者会議の続行期日において対象債権者たるお取引先金融機関の皆様に対して事業再生計画案の内容をご説明いたしました。事業再生計画案につきましては、平成 23 年 12 月７日付リリースに記載のとおり、対象債権者たるお取引先金融機関が当社に対して保有する対象債権のうち、不動産担保等によって保全されていない債権（非保全債権）について金融支援の要請をしておりましたが、本日、平成 24 年１月 31 日開催の第３回債権者会議において、当社の事業再生計画案について対象債権者たるお取引先金融機関の皆様から同意が得られており、及びそれを証する内容として同意書の提出をいただき、事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。

Ⅱ．債務免除及び債務の株式化を含む金融支援

１．金融支援を受けるに至った経緯

当社は、サブプライムローン問題に端を発した世界的な極めて厳しい事業環境下の平成 21 年３月より、事業再構築計画、財務体質改善計画、経営合理化計画からなる『経営改善計画』を実施し、有利子負債の圧縮と当社子会社を含めた組織・人員のスリム化、経営の効率化及び経費削減等による財務体質の改善等の自助努力を行ってまいりました。さらに、平成 22 年 10 月には、不動産市況が回復してきたこともあり、

凍結していたプロジェクトの再開及び新規事業の推進を行うべく、中期経営計画『TAKE OFF 2015』を策定し、更なるたな卸資産の売却によって有利子負債の圧縮を加速させ、また、新規事業への取組み着手に向け準備しておりました。その結果、平成20年２月には約90,000百万円にまで膨れ上がっていた当社の有利子負債を、約5,600百万円にまで圧縮することができました。

しかしながら、依然として有利子負債への依存度が高い水準にあり、お取引先金融機関に対する約定弁済については、安定的に賃貸収入を生む大型保有物件等の売却にて進めざるを得ず、手元資金が逼迫している状況が続いておりました。そのような経営状況の中、平成23年３月に発生した国難ともいうべき未曾有の大災害である東日本大震災によって、再び不動産市況が悪化したことが追い打ちとなって、当社の収益及び資金繰りは急速に悪化し、平成23年７月期においては、約1,416百万円の債務超過に陥り、当社単独での抜本的な再生を図ることが困難な状況に陥りました。以上のような状況を踏まえ、当社におきましては、今後の当社事業の再構築に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るため、平成23年９月26日に、事業再生ＡＤＲ手続の利用申請を行い、事業再生ＡＤＲ手続の中で、お取引先金融機関に対して金融支援を要請するなどの抜本的な事業再生を目指すことになったものであります。

なお、事業再生ＡＤＲ手続外においても大口商取引債権者にお取引先金融機関同様の支援要請を行なっております。

２．債務の内容（平成23年９月26日現在）

（１）対象債権者	お取引先６金融機関
（２）債務の種類	借入金、貸金債務
（３）債務の額及び債務の総額に対する割合	59億48百万円、93.37％

３．金融支援の概要

（１）債務免除

①対象債権者	お取引先３金融機関
②債務の内容及び金額	借入金、貸金債務、18億68百万円

（２）債務の株式化（ＤＥＳ）

①対象債権者	お取引先２金融機関
②債務の内容及び金額	借入金、貸金債務、55百万円

（３）債務の返済条件緩和（返済方法の変更及び返済期日のリスケジューリング）

①対象債権者	お取引先３金融機関
②債務の内容及び金額	借入金、貸金債務、３億43百万円

※　なお、平成23年12月７日付「「事業再生計画案」策定に関するお知らせ」では、67百万円につき債務の株式化（ＤＥＳ）の実行、18億55百万円につき債務免除を求める旨公表しておりましたが、対象債権者のうち１社がＤＥＳを選択せず、ＤＥＳ相当額について債務免除を選択したことから、ＤＥＳ及び債務免除額の内訳が変更になっておりますが、金融支援総額に変更はございません。

４．事業再生計画の概要

（１）経営が困難になった原因

当社は、サブプライムローン問題に端を発した世界的な極めて厳しい事業環境下の平成21年３月より、事業再構築計画、財務体質改善計画、経営合理化計画からなる『経営改善計画』を実施し、有利子負債の圧縮と当社子会社を含めた組織・人員のスリム化、経営の効率化及び経費削減等による財務体質の改善等の自助努力を行ってまいりました。さらに、平成22年10月には、不動産市況が回復してきたこともあり、凍結していたプロジェクトの再開及び新規事業の推進を行うべく、中期経営計画『TAKE OFF 2015』を策定し、更なるたな卸資産の売却によって有利子負債の圧縮を加速させ、また、新規事業への取組み着手に向け準備しておりました。その結果、平成20年２月には約90,000百万円にまで膨れ上がっていた当社の有利子負債を、約5,600百万円にまで圧縮することができました。

しかしながら、依然として有利子負債への依存度が高い水準にあり、お取引先金融機関に対する約定弁済については、安定的に賃貸収入を生む大型保有物件等の売却にて進めざるを得ず、手元資金が逼迫している状況が続いておりました。そのような経営状況の中、平成23年３月に発生した国難ともいうべ

き未曾有の大災害である東日本大震災によって、再び不動産市況が悪化したことが追い打ちとなって、当社の収益及び資金繰りは急速に悪化し、平成23年７月期においては、約1,416百万円の債務超過に陥り、当社単独での抜本的な再生を図ることが困難な状況に陥りました。以上のような状況を踏まえ、当社におきましては、今後の当社事業の再構築に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るためには、お取引先金融機関に対して金融支援をお願いせざるを得ないとの認識のもと、事業再生ＡＤＲ手続による事業再生を目指すこととなったものであります。

（２）事業再生計画の具体的な内容

事業再生計画の内容につきましては、本日、別途開示しております「「株式会社明豊エンタープライズ事業再生計画」の株式会社大阪証券取引所への提出について」をご参照ください。

５．今後の見通し

本日、別途開示しております「特別利益の計上及び業績予想に関するお知らせ」をご参照ください。

Ⅲ．事業再生ＡＤＲ手続外の金融支援

１．金融支援を受けるに至った経緯

「Ⅱ．１．金融支援を受けるに至った経緯」をご参照ください。

２．債務の内容（平成23年９月26日現在）

（１）対象債権者	大口商取引債権者２社
（２）債務の種類	事業精算金
（３）債務の額及び債務の総額に対する割合	10億91百万円、17.14％

３．金融支援の概要

（１）債務免除	
①対象債権者	大口商取引債権者２社
②債務の内容及び金額	事業精算金、８億94百万円
（２）債務の株式化（ＤＥＳ）	
①対象債権者	大口商取引債権者２社
②債務の内容及び金額	事業精算金、32百万円
（３）債務の返済条件緩和（返済方法の変更及び返済期日のリスケジューリング）	
①対象債権者	大口商取引債権者２社
②債務の内容及び金額	事業精算金、１億65百万円

４．事業再生計画の概要

「Ⅱ．４．事業再生計画の概要」をご参照ください。

５．今後の見通し

本日、別途開示しております「特別利益の計上及び業績予想に関するお知らせ」をご参照ください。

Ⅳ．上場廃止基準への該当等に関する事項

上記Ⅱ．Ⅲ．の債権者による債務免除の総額(※)	21億92百万円
最近事業年度の末日(平成23年７月期末)の債務総額	63億70百万円
最近事業年度の末日の債務総額に対する債務免除等の額の割合	34.41％

※大口商取引債権者１社は、偶発債務の債務免除となるため、債権者による債務免除の総額には含めておりません。

上記のとおり、本事業再生計画における債務免除額が最近事業年度の末日における債務総額の 10%以上となることから、株式会社大阪証券取引所の定める「ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程」第 50 条第１項に規定する再建計画等の審査に係る申請を行いました。

当該審査において、本事業再生計画が、「本所が適当と認める再建計画」であると認定され、且つ、上場時価総額に関して１ヶ月間（平成 24 年２月１日～平成 24 年２月 29 日）の平均上場時価総額及び当該１ヶ月間の最終日（平成 24 年２月 29 日）の上場時価総額のいずれもが５億円以上となった場合に上場維持されることになります。

また、本事業再生計画を株式会社大阪証券取引所が「本所が適当と認める再建計画」でないと判断した場合及び上場時価総額に関して１ヶ月間（平成 24 年２月１日～平成 24 年２月 29 日）の平均上場時価総額又は当該１ヶ月間の最終日（平成 24 年２月 29 日）の上場時価総額が５億円以上とならない場合は、当社株式は上場廃止となります。

以　上